

風水害タイムライン【都留市 介護保険サービス事業所向け】

この行動計画は、風水害発生時における各介護保険サービス事業所と都留市の間で、災害対応等に関する情報伝達等の流れを示すものです。災害の発生状況等に応じて、都留市災害警戒本部から避難指示など具体的指示がある場合も想定されますが、指示があるまでは各事業所で定める防災計画に準じて利用者、施設職員の安全確保等の対応をお願いします。

予報種類・避難情報		事前準備・災害対応
警報級の 可能性	台風発生（上陸）予報	【市→事業所】 介護施設・介護サービス事業所に対する注意喚起 （※情報伝達が必要と判断される事業所のみ）
注意報	大雨・洪水注意報<発表>	
警報	大雨・洪水・暴風警報<発表>	【市→事業所】 警報発令情報発信 （※情報伝達が必要と判断される事業所のみ） 災害警戒本部の設置 自主避難所の開設
	・土砂災害警戒情報<発表> ・記録的短時間大雨情報<発表> ・河川氾濫注意水位到達	【市→事業所】 土砂災害警戒区域に位置する介護サービス事業所施設等への「土砂災害警戒情報発表」の伝達 （該当事業所に対して行政防災室より一斉FAX）
	避難準備・高齢者等避難開始<発令> 【避難情報】	避難所の開設（市内11箇所）※裏面を参照 福祉避難所の開設（市内1箇所 いきいきプラザ都留） ※福祉避難所では、各避難所での滞在が困難と想定される方の受け入れを行います。各避難所での滞在が可能と判断される方は、近隣の避難所への避難をお願いします。
		【市→事業所】 避難所開設情報の発信 （※情報伝達が必要と判断される事業所のみ）
		【事業所→市】 介護サービス事業所等の被災状況報告及び、支援要請等の実施（以降、随時） ※「人的被害」・「施設被害」・「利用者以外の避難者受け入れ」等の発生があった場合、 災害状況報告書（別紙） に基づいて状況報告等をお願いします。
		【市→市本部】 各事業所等からの報告・支援要請事項の本部伝達
		【市→事業所】 災害報告・支援要請に基づく災害警戒本部の決定事項について、各事業所に伝達・指示 （※対応の伝達・指示が必要と判断される場合のみ）
		【市→事業所】 災害警戒本部の決定事項について、各事業所に伝達・指示（以降、随時） （※決定事項の伝達・指示が必要と判断される場合のみ）
		避難勧告<発令> 【避難情報】
	特別 警報	大雨・洪水・暴風特別警報<発表> 河川氾濫水位超過 避難指示（緊急）<発令> 【避難情報】
災害 発生	災害対策本部【移行・設置】 ※避難指示（緊急）発令の段階で移行・設置となる場合がある。	【市→事業所】 災害対策本部会議の決定事項について、介護サービス事業所に伝達・指示 （※決定事項の伝達・指示が必要と判断される内容のみ）
特別警報 【解除】	避難所継続	
警報 【解除】	避難情報の解除 避難所閉鎖 土砂災害警戒情報の解除	【市→事業所】 土砂災害警戒区域に位置する介護サービス事業所施設等への「土砂災害警戒情報解除」の伝達 （該当事業所に対して行政防災室より一斉FAX）
注意報 【解除】	災害対策本部（災害警戒本部） 【廃止】	

都留市避難所一覧

	No	避難所名	所在地	地震等の大規模 災害発生時	台風時
避難所	1	都留市民総合体育館	都留市田原三丁目8番36号	○	×
	2	都留興譲館高等学校	都留市上谷五丁目7番1号	○	○
	3	谷村第一小学校	都留市上谷一丁目1番2号	○	○
	4	川棚営農指導センター	都留市川棚809番地	○	×
	5	下谷体育館	都留市下谷四丁目2番19号	○	○
	6	都留第一中学校	都留市大野52番地5	○	○
	7	谷村第二小学校	都留市法能923番地	○	○
	8	都留文科大学附属小学校	都留市大野396番地	○	×
	9	東桂小学校	都留市桂町796番地1	○	○
	10	東桂中学校	都留市桂町840番地	○	×
	11	都留第二中学校	都留市四日市場750番地	○	○
	12	禾生第一小学校	都留市古川渡553番地	○	○
	13	禾生第二小学校	都留市小形山753番地	○	○
	14	宝小学校	都留市大幡1143番地	○	○
	15	旭小学校	都留市朝日馬場544番地	○	○
	16	与縄営農指導 センター	都留市盛里134番地1	○	×
福祉避難所	17	いきいきプラザ都留	都留市下谷2516番地1	○	○

※台風接近の場合、土砂災害警戒区域内の避難所は開設されません。

電話やFAXが利用できない場合の連絡先（メールアドレス）

介護保険担当メールアドレス kaigohoken@city.tsuru.lg.jp

包括支援担当メールアドレス houkatsushien@city.tsuru.lg.jp